

7 人権第 35 号
令和 7 年（2025 年）6 月 11 日

長野県人権政策審議会
会長 一由 貴史 様

長野県知事 阿部 守一



「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の検討について（諮問）

本県では、平成 22 年に策定した「長野県人権政策推進基本方針」に基づき人権政策を総合的に推進してまいりましたが、策定から 15 年となり、この間、社会経済情勢の変化等に伴い人権を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関する様々な問題の発生、SNS 上の誹謗中傷など、人権課題が一層多様化・複雑化するとともに、他者の人権を侵害する様々な事象が依然として発生しております。

このような状況を踏まえ、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有し、人権がより尊重される社会を実現するためには、包括的に人権尊重を規定する条例を整備していく必要があります。

つきましては、「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」を検討したいので、長野県附属機関条例第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。